

## 中期目標の達成状況に関する評価結果

国立大学法人長岡技術科学大学

法人番号：35

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>  (IV) その他の目標  (1) グローバル化に関する目標  中期計画4-1-1-3の判定</p> <p><b>【原文】</b>  「【2】実施している」</p> <p><b>【申立内容】</b>  「【3】優れた実績を上げている」に上方修正いただきたい。</p> <p><b>【理由】</b>  4年目終了時評価は「3」判定であったが、6年目終了時評価は「2」判定となった。  日本人派遣学生割合3%を目指す指標に対する実績は、H28年2.6%、H29年3.3%、H30年3.7%、R1年4.2%となっており、目標値を上回って達成されていた。しかし、コロナ禍で海外渡航が法令等により規制され、R2年、R3年は海外派遣が不可能であった。  また、受入外国人留学生割合5%を目指す指標に対する実績は、H28年6.0%、H29年5.9%、H30年7.5%、R1年8.4%と順調に目標値を上回って達成されていたが、コロナ禍で受入外国人が法令等により制限され、R2年0.8%、R3年1.4%と減少した。  確認事項に対する回答のとおり、海外との出入国が制限されている中でも、オンラインでの海外派遣を検討し、海外実務訓練（2か国2企業で4名）及び大学院生対象の科目「海外リサーチインターンシップ」（3名）を実施し、国内からの海外機関での実習機会確保に努めたことに加え、新たな国際展開として、令和3年度にデュアル</p>	<p><b>【対応】</b>  原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b>  4年目終了時評価では、令和2、3年度に見込まれる実績を含めて分析・判定しているが、新型コロナウイルス感染症の感染状況や法人の対応は日々変化していることから、中期計画に含まれている定量的な指標など、4年目終了時評価時における見込みと中期目標期間終了時の実績との乖離が大きいと認められる場合には、4年目終了時評価の分析・判定結果を見直すことができるものとしている。  ただし、新型コロナウイルス感染症による影響が明らかな場合については、その定量的な指標の達成状況のほか、プロセスや内容を評価するよう配慮し、達成に向けた取組や工夫等が行われている場合には、「中期計画を十分に実施しているとはいえない」とは判定しないこととしている。  当該中期計画では「全学生に対する日本人派遣学生の割合を中期目標期間中に3%に引き上げる」及び「全学生に対する外国人留学生の割合を中期目標期間中に5%に引き上げる」としており、目標は達成していないものの、達成に向けた取組や工夫等が行われているため、上記を踏まえ、「中期計画を実施している」と判断されたものである。</p>

インターンシップ（異なる場所と複数の内容を組み合わせる）を活用した国際協働学習プログラムを検討し、令和4年度「大学の世界展開力強化事業」に採択される等、積極的に海外との交流の活性化に取り組んだ。

本中期計画は、「新型コロナウイルス感染症の影響を特に考慮して分析・判定した」とされているが、新型コロナウイルス感染症下での日本人の外国渡航や外国人留学生の受入が、法令等により制限(※)されることを考慮した判定とはなっていないと判断される。

本中期計画の数値目標は既に達成されており、4年目終了時評価では「3」と判定されている。コロナ禍の影響がなければ数値目標は継続して達成されているはずであり、また、「グローバル化に向けた海外との連携」が優れた点として認められていることから、「3」と判定されるべき計画であると判断される。令和2年と令和3年は日本人や外国人の海外渡航や受入が制限され、数値が下がっているだけで「2」と判定されることは、本中期計画が新型コロナウイルス感染症の法令等による規制があった影響を十分考慮した判定結果となっておらず、不適切な判定と判断され、意見を申し立てるものである。

※参考:出入国在留管理庁報道発表資料(抜粋)

新型コロナウイルス感染症に関する取組及び渡航自粛の要請について

令和2年4月1日

・新型コロナウイルス感染症に関して、4月1日の新型コロナウイルス感染症対策本部による公表を受け、これまで上陸拒否の対象としていた外国人に加えて、4月3日午前0時から、当分の間、添付の表の2の国・地域に滞在歴がある外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象と

<p>なります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 4月3日以降に再入国許可により出国した外国人については、「永住者」、「日本人の配偶者等」等の在留資格を有する外国人であっても、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となりますので、本邦に在留している方は、上陸拒否の対象地域への渡航は控えてください。</li></ul>	
--	--

## 中期目標の達成状況に関する評価結果

国立大学法人長岡技術科学大学

法人番号：35

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>  (IV) その他の目標  (1) グローバル化に関する目標  中期計画4-1-2-2の判定</p> <p><b>【原文】</b>  「【2】実施している」</p> <p><b>【申立内容】</b>  「【3】優れた実績を上げている」に上方修正いただきたい。</p> <p><b>【理由】</b>  4年目終了時評価は「3」判定であったが、6年目終了時評価は「2」判定となった。  定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧に記載した通り、各年度の留学生比率は、H28年17.7%、H29年19.5%、H30年22.4%、R1年23.3%と平成30年度時点にて既に目標値は達成されていたが、コロナ禍でR2年15%、R3年15.5%と減少した。  確認事項に対する回答のとおり、オンラインで実施可能なプログラムを検討し、ホーチミン市工科大学とのツイニング・プログラムで従前のプログラムをブラッシュアップした新たなコースの立ち上げや、クロスポイントメント制度を活用してツイニング・プログラムを実施するハノイ工科大学等から3名の外国人教員を採用し、現地のプログラム生の教育のほか、本学編入に向けた広報活動等を行った結果、令和元年度と比較しツイニング・プログラム現地入学生が大幅に増加（令和3年度現地入学生：ハノイ工科大学 対令和元年度比約1.3倍、ホーチミン市工科大学 対令和元年度比約12倍。）した等、留学生受入れに繋がる</p>	<p><b>【対応】</b>  原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b>  4年目終了時評価では、令和2、3年度に見込まれる実績を含めて分析・判定しているが、新型コロナウイルス感染症の感染状況や法人の対応は日々変化していることから、中期計画に含まれている定量的な指標など、4年目終了時評価時における見込みと中期目標期間終了時の実績との乖離が大きいと認められる場合には、4年目終了時評価の分析・判定結果を見直すことができるものとしている。  ただし、新型コロナウイルス感染症による影響が明らかな場合については、その定量的な指標の達成状況のほか、プロセスや内容を評価するよう配慮し、達成に向けた取組や工夫等が行われている場合には、「中期計画を十分に実施しているとはいえない」とは判定しないこととしている。  当該中期計画では「留学生比率を中期目標期間中に22%に引き上げる」としており、目標は達成していないものの、達成に向けた取組や工夫等が行われているため、上記を踏まえ、「中期計画を実施している」と判断されたものである。</p>

<p>取組を積極的に実施した。</p> <p>本中期計画は、「新型コロナウイルス感染症の影響を特に考慮し新型コロナウイルス感染症の影響を特に考慮して分析・判定した」とされているが、新型コロナウイルス感染症下での、外国人留学生の受入が法令等により制限(※前頁参照)されることを、考慮した判定とはなっていないと判断される。</p> <p>本中期計画の数値目標は既に達成されており、4年目終了時評価では「3」と判定されている。コロナ禍の影響がなければ数値目標は継続して達成されているはずであり、また、「短期留学生受入プログラムの充実」が優れた点として認められていることから、「3」と判定されるべき計画であると判断される。令和2年と令和3年は外国人の受入が制限され、数値が下がっているだけで「2」と判定されることは、本中期計画が新型コロナウイルス感染症で法令等による規制があった影響を十分考慮した判定結果となっておらず、不適切な判定と判断され、意見を申し立てるものである。</p>	
--	--